

## 令和8年度GX診断補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ひょうご産業SDGs推進宣言企業（県内市町等が実施するSDGs制度の宣言・登録企業等のうち、ひょうご産業SDGs認証事業の認証を受けた企業等を含む。以下「宣言企業」という。）が、一般財団法人省エネルギーセンター（以下「省エネセンター」という。）が実施する省エネ最適化診断等を受診した場合に、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）が診断費用を補助することにより、宣言企業によるGX（グリーントランスフォーメーション）の取組を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、宣言企業とする。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 県税に未納がある者
- (2) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、次に掲げるいずれかの診断を受診する事業とする。

- (1) 省エネセンターが実施する省エネ最適化診断（A診断又はB診断に限る。）
- (2) 省エネお助け隊（中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費（地域エネルギー利用最適化・省エネルギー診断拡充事業）交付規程に規定する補助事業者をいう。）が実施する省エネ診断（設備単位プラン、300kL診断プラン又は1,500kL診断プランに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は補助対象としないこととする。

- (1) 当該事業所等が、過去に前項第1号又は第2号に規定する診断を受診したことがある場合
- (2) 国や他の地方公共団体等から、同種の補助金等を受給する場合

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

診断名	区分	補助対象経費 (消費税及び地方消費税は含まない)	補助率
①省エネ最適化診断	A診断(300kL未満)	11,600円	1/2
	B診断(300kL以上1,500kL未満)	18,400円	
②省エネお助け隊が 実施する省エネ診断	設備単位プラン(1設備)	5,460円	
	設備単位プラン(2設備)	10,920円	
	300kL診断プラン(300kL以下)	14,560円	
	1,500kL診断(300kL超1,500kL以下)	20,020円	

(補助対象期間)

第5条 令和8年4月1日以降に診断を受診し、令和9年1月29日までに完了した事業を補助対象とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、GX診断補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次の書類を添付して理事長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる診断に係る支払いを証する書類の写し
- (2) 診断結果が記載された診断報告書等の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第7条 理事長は、申請書を受理したときはその内容を審査し、補助金を交付すべきものであると認められた場合は、補助事業者が指定する口座に補助金を振り込む。

2 補助金の交付は、予算の範囲内において執行するものとする。

(補助金の返還)

第8条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認める場合において、補助金を既に交付しているときは、当該補助金の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(加算金及び延滞利息)

第9条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の交付の日から受領の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞利息をセンターに納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第10条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、事業結果について県又はセンターから照会があった場合は、協力しなければならない。

(立入検査等)

第11条 理事長は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、

又はセンターの職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを掲示しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱によるほか、補助金交付に必要な事項は別途、センターが定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。